

我が国の租税条約ネットワーク

《53 条約、64 カ国・地域適用／平成 23 年 11 月 17 日現在》

(注 1) 旧ソ連等との条約が継承されているため、53 条約に対し、64 カ国・地域適用となっている。

(注 2) 「※」は、租税に関する情報交換規定を主体とするもの。

○ 租税条約の主な目的・・・二重課税の調整、脱税及び租税回避への対応、投資・経済交流の促進

